

公益財団法人東洋療法研修試験財団
奈良 信雄 殿

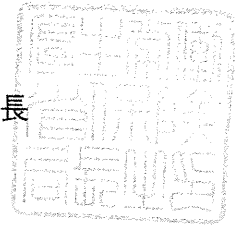
令和 7 年 5 月 28 日付東療生第 26 号で申請のあった公益財団法人東洋療法研修試験財団を、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和 2 年 3 月 4 日付保発 0304 第 1 号保険局長通知）の別添「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実施機関の登録規程」の 6 の規定により、登録研修機関として下記のとおり登録を更新する。

なお、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」（令和 2 年 3 月 4 日付保発 0304 第 1 号保険局長通知）のⅡ施術管理者研修を遵守すること。

また、これに適合しなくなった場合には、登録を取り消すこともあるので注意されたい。

令和 7 年 6 月 18 日

厚生労働省保険局長



記

一 登録番号

1

二 登録研修機関の名称及び主たる事務所の所在地

名 称：公益財団法人東洋療法研修試験財団

所在地：東京都台東区上野 7 丁目 6 番 5 号

三 研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称：公益財団法人東洋療法研修試験財団

所在地：東京都台東区上野 7 丁目 6 番 5 号 VORT 上野Ⅱ 6 階

四 登録の更新年月日

令和 7 年 9 月 1 日

五 登録期間

令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日の 5 年間